

新潟県都市公園情報モニターを募集します

新潟県では、県立都市公園を利用する県民の皆さんの視点を、公園の利活用及び管理運営に取り入れるため、平成29年度の新潟県都市公園情報モニターを募集します。

モニターから寄せられた御意見は、公園の指定管理者への指導や管理・運営の改善及び評価に生かされます。

1. モニターを募集する都市公園

公園名	地区・地域名	公園名	地区・地域名
紫雲寺記念公園 (新発田市)	—	奥只見 レクリエーション 都市公園 (魚沼市)	小出地域（響きの森公園）
聖籠緑地 (聖籠町)	—		須原地域
島見緑地 (新潟市)	—		大湯地域
鳥屋野潟公園 (新潟市)	女池地区		浅草岳地域
	鐘木地区		道光・根小屋地域（花と緑と雪の里）
	スポーツ公園地区 (デンカビッグスワンスタジアム、 HARD OFF ECOスタジアム新潟)	(南魚沼市)	浦佐地域（八色の森公園）
		大潟水と森公園 (上越市)	—

2. 募集人数 各公園担当区域毎に数人程度

3. モニターの期間及び活動費について

- (1) 依頼の日から平成30年3月31日までとします。なお、次年度以降についても更新をお願いする場合があります。
- (2) 日当、交通費、通信費等の活動費については支給しません。

4. モニターの業務内容

- (1) 担当区域の公園において、日頃、公園を利用する中で気付いたことを年4回程度報告をしていただきます。
- (2) 担当区域の公園の管理・運営状況について、県が指定する公園モニター評価報告シートで評価をしていただきます。

5. 応募資格

県内に在住する年齢20歳以上（平成29年4月1日現在）の方で、年間を通じて県立都市公園を利用し、都市公園の利用や管理に関心のある個人または地域の代表者（町内会、自治会、NPO団体など）。ただし、次に掲げる者は除きます。

- (1) 国会議員
- (2) 新潟県議会議員
- (3) 常勤の新潟県職員
- (4) 県立都市公園の指定管理者の役員及び従事者等、並びにそれらの者と利害関係のある者

6. 応募方法

- (1) 下記の書類を持参されるか、郵送又は電子メールにより提出してください。
 - ・新潟県都市公園情報モニター応募申込書（公園管理事務所または県ホームページでも入手できます。）
 - ※持参の場合、受付は午前9時～午後5時まで。土、日、祝日は閉庁日のため受付できません。
 - ※電子メールで応募される場合、標題を「公園モニター応募」としてください。
 - ※応募の動機を具体的に記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記入したものを提出しても構いません。
 - なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 募集期間：平成29年2月16日（木）～5月10日（水）午後5時まで
第1回締切：平成29年3月31日（金）
最 終締切：平成29年5月10日（水） ※第1回締切において予定者数に達した場合は、募集を終了する場合があります。

7. 選考方法 応募申込書により審査の上、決定します。

8. その他

その他詳細については、新潟県都市公園情報モニター公募要領（公園管理事務所または県ホームページでも入手できます。）を参照してください。

9. 応募及び問合せ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部都市局都市整備課 都市公園班（県庁行政庁舎6階）

電話：025-280-5345 電子メール：ngt160050@pref.niigata.lg.jp